

霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び 児島湖に係る湖沼水質保全計画（案）

[概要]

平成 1 9 年 3 月

環 境 省

霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖に係る湖沼水質保全計画（案）の概要

1 計画策定対象湖沼

今回、湖沼水質保全計画を策定する指定湖沼は、表 - 1 に示すとおり霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖の 5 湖沼である。なお、今回の計画は、平成 13 ~ 17 年度の第 4 期の計画に続く第 5 期の計画である。

表 - 1 指定湖沼及び指定地域

湖沼名	関係県名	指定地域内市町村数
霞ヶ浦	茨城県 栃木県 千葉県	22 市町村 1 町 1 市
印旛沼	千葉県	15 市町村
手賀沼	千葉県	8 市村
琵琶湖	滋賀県 京都府	26 市町 1 市
児島湖	岡山県	6 市町

2 計画内容

湖沼特性等を踏まえ、望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等にかかる将来像を明らかにした長期ビジョンについて関係機関や関係者と共有する。（表 - 3）

2.1 計画期間

湖沼特性等を踏まえ、関係する諸計画との整合性を図りつつ、適切な期間を設定する。（表 - 3）

2.2 水質の保全に関する方針

（1）計画の基本的な考え方

着実な水質改善による水質環境基準の確保を目途としつつ、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等による、それぞれの湖沼の特性に応じた水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

（2）水質目標値

平成 22 年度に目指すべき化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全^{りん}燐の水質目標値を掲げる。（表 - 2）

2.3 水質の保全に資する事業

発生源対策として、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、廃棄物処理施設等の施設整備を行うとともに、湖内の底泥しゅんせつ、浄化水の導入、流入河川の直接浄化等の浄化対策を行う。(表-3)

2.4 水質の保全のための規制その他の措置

工場・事業場排水対策、生活排水対策、畜産・水産対策、面源負荷対策、緑地の保全その他自然環境の保護等の施策を行う。(表-3)

2.5 その他水質保全のために必要な措置

公共用水域の水質の監視強化、調査研究の推進、地域住民等の協力の確保、事業者等に対する助成等を行う。(表-3)

3 流出水対策推進計画

流出水対策地区を指定し、農地や市街地等から流出する汚濁負荷削減のための対策の重点的、集中的な実施を図る。(表-4)

表 - 2 水質目標値

(単位 : m g / ℓ)

湖沼名	水域名	水質項目	現 状 水 質 (平成17年度)	水 質 目 標 値 (平成22年度)	
				施策を講じ ない場合	施策を講じ た場合
霞ヶ浦	霞ヶ浦 (西浦)	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	8.9 (7.6) 1.1 0.11	9.6 (8.2) 1.1 0.12	8.2 (7.0) 0.92 0.10
	北 浦	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	8.1 (7.7) 1.1 0.092	8.7 (8.3) 1.1 0.11	7.6 (7.3) 0.86 0.090
	常 陸 利根川	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	7.9 (7.4) 1.0 0.093	8.7 (8.1) 1.0 0.094	7.4 (6.9) 0.84 0.074
	全水域 の平均	(COD平均値) 全窒素 全 燐	(7.6) 1.1 0.10	(8.2) 1.1 0.11	(7.0) 0.88 0.092
印旛沼	印旛沼	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	9.6 (8.1) 2.9 0.11	9.9 (8.4) 3.2 0.12	8.9 (7.5) 2.7 0.10
手賀沼	手賀沼	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	9.3 (8.2) 2.8 0.17	9.4 (8.3) 2.9 0.17	8.5 (7.5) 2.6 0.15
琵琶湖	北 湖	COD (COD平均値) 全窒素	3.0 (2.6) 0.32	3.0 (2.6) 0.33	2.9 (2.6) 0.30
	南 湖	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	4.2 (3.2) 0.36 0.018	4.3 (3.3) 0.37 0.019	4.2 (3.1) 0.33 0.018
児島湖	児島湖	COD (COD平均値) 全窒素 全 燐	8.3 (7.5) 1.3 0.20	8.7 (7.6) 1.4 0.20	7.5 (7.1) 1.2 0.17

(注) ・CODについては75%値、全窒素、全燐については平均値である。
 ・環境基準を達成している琵琶湖の北湖の全燐については、現状水質が維持されるよう努める。
 ・ は参考値である。

表 - 3 計画の内容 (1)

事項名	湖沼名 霞ヶ浦 (茨城県、栃木県、千葉県)	印旛沼 (千葉県)
<p>1. 水質の保全に関する方針 (1) 長期ビジョン</p> <p>(2) 計画期間</p>	<p>平成32年度を目途に、流域住民が霞ヶ浦に親しみを持ち、水質浄化を自らの役割と認識し、実践できるような目標である「泳げる霞ヶ浦」及び「遊べる河川」(COD 5 mg/l台前半)を目指す。</p> <p>平成18年度～平成22年度 (5年間)</p>	<p>平成42年度までに、印旛沼を再び恵みの沼とするため、「遊び、泳げる印旛沼・流域」、「人が集い、人と共生する印旛沼・流域」、「ふるさとの生き物はぐくむ印旛沼・流域」を目指す。</p> <p>具体的には、昭和30年代前半の豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供するような印旛沼を取り戻す。</p> <p>平成18年度～平成22年度 (5年間)</p>
<p>2. 水質の保全に資する事業</p> <p>(1) 下水道の整備</p> <p>(2) その他の生活排水処理施設の整備</p> <p>(3) 家畜排せつ物処理施設等の整備</p> <p>(4) 廃棄物処理施設の整備</p> <p>(5) 湖沼の浄化対策</p> <p>(6) 流入河川等の浄化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備(67千人) (普及率 54 59%) ・ 農業集落排水施設(11千人) ・ 合併処理浄化槽(18千人) ・ し尿処理施設(増設なし) ・ 家畜排せつ物処理施設 (40施設) ・ ごみ処理施設(増設なし) ・ 粗大ごみ処理施設(-9t/日) <p>底泥のしゅんせつ、浄化用水の導入、生態系を活用した水質浄化</p> <p>流入河川の直接浄化、流域における自然浄化機能を活用した水質浄化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備(58千人) (普及率 78 82%) ・ 農業集落排水施設(3千人) ・ 合併処理浄化槽(-5千人) <p>沼の流動化、しゅんせつの検討、植生浄化、沼清掃等</p> <p>河川浄化施設等、多自然川づくり、農業排水路内汚濁負荷の削減、河川清掃等</p>

()内の数字は計画期間での事業量を示している。

手賀沼 (千葉県)	琵琶湖 (滋賀県、京都府)	児島湖 (岡山県)
<p>平成42年頃までに、「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基準の達成」を目指す。具体的には、昭和30年代前半の豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供するような手賀沼を取り戻す。</p> <p>平成18年度～平成22年度 (5年間)</p>	<p>平成62年頃のあるべき姿として、「昭和30年代の水質を取り戻すとともに、自然の水循環を活かす淡海の森と暮らし及び湖の環境を守る豊かな自然生態系のなかで、多様な生物の営みによって四季折々に美しい固有の景観を見せる」琵琶湖を念頭に置きながら、段階的に水質保全対策に取り組む。</p> <p>平成18年度～平成22年度 (5年間)</p>	<p>平成37年頃までに化学的酸素要求量を5 mg/L以下まで改善し、農業用水源として重要な役割を果たし、豊かな水産資源を育成し、周辺住民の暮らしを守り、県民が訪れ・遊び・学べる児島湖を創造する。</p> <p>平成18年度～平成22年度 (5年間)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備(37千人) (普及率 82 85%) ・ 合併処理浄化槽(10千人) <p>浄化水の導入、水生植物による水質浄化、アオコの回収</p> <p>河川浄化施設等、植物による水質浄化、水路のしゅんせつ等、汚濁拡散防止対策による浄化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備(99千人) (普及率 80 86%) ・ 農業集落排水施設(2千人) ・ 合併処理浄化槽(4千人) ・ 家畜排せつ物の堆肥化率 81% 93% ・ ごみ処理施設 (180 t /日) ・ 粗大ごみ処理施設(12t/日) ・ 最終処分場(増設なし) <p>底泥のしゅんせつ、水草等の除去</p> <p>一時貯留、内湖を活用した浄化対策施設の設置、多自然川づくりの推進、内湖におけるしゅんせつ、植生浄化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備(41千人) (普及率 59 65%) ・ 農業集落排水施設(-0.1千人) ・ 合併処理浄化槽(10千人) ・ し尿処理施設 (1施設(10kl/日)更新) <p>水生植物の適切な管理、農業用水の再利用</p> <p>河道、用排水路のしゅんせつ、多自然川づくり等の推進、水生植物の適切な管理</p>

表 - 3 計画の内容 (2)

事項名	湖沼名	霞ヶ浦	印旛沼
3. 水質の保全のための規制 その他の措置			
(1) 工場・事業場排水対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学的酸素要求量、窒素、磷に係る上乘せ排水基準の適用 ・ 小規模特定事業場に対する排水基準の適用 ・ 汚濁負荷量規制の対象事業場の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学的酸素要求量、窒素、磷等に係る上乘せ排水基準の適用及び小規模な飲食店等の条例による排水規制 ・ 汚濁負荷量規制対象事業場の拡大及び規制基準の遵守の徹底 ・ 規制対象外の工場・事業場の指導等
(2) 生活排水対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水濁法に基づく生活排水対策 ・ 水環境にやさしいライフスタイルの確立 ・ 生活排水対策の重点的な推進 ・ 下水道等への接続の促進 ・ 浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・ 高度処理型浄化槽の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水濁法に基づく生活排水対策 ・ 下水道等への接続の促進 ・ 浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・ 各家庭における生活雑排水対策の推進
(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎等に係る汚濁負荷対策 ・ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守 ・ 家畜排せつ物の管理の方法に関する啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎の管理の適正化 ・ 家畜排せつ物の適正処理の促進
(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ こい養殖に係る規制基準の遵守の徹底、規模の適正化等 ・ 漁獲による浄化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類養殖施設における適正給餌の徹底等
(5) 流出水対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境にやさしい農業の推進 (化学肥料等の使用量削減、負荷低減技術の開発と普及、表土流出防止等) ・ 歩道や側溝等の清掃等による市街地等からの流出負荷抑制 ・ 流出水対策地区における重点的な対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各戸貯留・浸透施設の設置・促進、路面や側溝等の清掃 ・ 農業用排水路の管理・整備、施肥法の改善、遊休農地の積極的活用 ・ 流出水対策地区における重点的対策の実施
(6) 緑地の保全その他自然環境の保護等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保全・整備、創出 ・ 湖岸の自然環境の保全・再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の保全その他の自然環境保護 ・ 森林の適正管理 ・ 自然水辺の復元 ・ 既存湧水の保全 ・ 水生生物の保全・復元、外来生物の対策、在来生物の保全
4. その他水質保全のために必要な措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域の水質の監視 ・ 地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚 (情報発信、環境学習・啓発活動の実施、地域住民等の参画の促進) ・ 調査研究の推進 ・ 関係者の連携・協力による計画推進体制の整備 ・ 事業者等に対する助成 ・ 開発行為等における配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進 ・ 公共用水域の水質の監視 ・ 調査研究の推進 ・ 地域住民等の協力の確保等 ・ 関係地域計画との整合 ・ 事業者等に対する助成 ・ 環境学習の推進等

手賀沼	琵琶湖	児島湖
<ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量、窒素、燐等に係る上乘せ排水基準の適用及び小規模な飲食店等の条例による排水規制 ・汚濁負荷量規制対象事業場の拡大及び規制基準の遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導等 ・水濁法に基づく生活排水対策 ・下水道への接続の促進 ・下水道未整備地区における雑排水の下水道への取り込み ・浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・各家庭における生活雑排水対策の推進 ・畜舎の管理の適正化 ・家畜排せつ物の適正処理の促進 ・魚類養殖施設における適正給餌の徹底等 ・雨水浸透施設の設置・促進、歩道や側溝等の清掃 ・減農薬農法の実践、適正施肥推進、遊休農地の積極的活用 ・流出水対策地区における重点的対策の実施 ・緑地の保全その他の自然環境保護 ・森林の適正管理 ・現存湧水の保全 ・生態系の保全・再生 ・水辺景観・水辺地の保全・再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量、窒素、燐等に係る上乘せ排水基準の適用 ・汚濁負荷量規制対象事業場の拡大及び規制基準の遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導、下水道への接続促進等 ・水濁法に基づく生活排水対策（滋賀県生活排水対策の推進に関する条例） ・下水道への接続の促進 ・浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立 ・畜舎の管理の適正化 ・家畜排せつ物の適正管理と利用促進（滋賀県畜産公害防止基本対策要綱、京都府環境保全型畜産確立基本方針等） ・魚類養殖に係る指導（飼料投与・へい死魚の適正処理等） ・滋賀県環境こだわり農業（滋賀県環境こだわり農業推進条例）の推進、農村における資源循環型システムの構築支援 ・小水路等の清掃、街路の透水性舗装、雨水貯留浸透施設等市街地対策 ・森林の適正管理 ・流出水対策地区における重点的対策の実施 ・関係諸制度の的確な運用を通じた緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 ・自然環境の有する機能の研究 ・「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による自然再生整備及びヨシ群落の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量、窒素、燐等に係る上乘せ排水基準及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制基準の適用 ・汚濁負荷量規制基準の適用及び遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導等 ・水濁法に基づく生活排水対策 ・児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区の見直し ・下水道への接続の促進 ・浄化槽の適正な設置・管理の徹底及び合併処理浄化槽への転換促進 ・各家庭における生活排水対策の推進 ・排水濃度規制及び構造・使用規制の徹底 ・家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守の確保 ・有機物の適切な農地還元等による土づくりや生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた農業の推進等 ・道路路面等の清掃、雨水貯留施設等市街地対策 ・流出水対策地区における重点的対策 ・関係諸制度の的確な運用を通じた緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 ・里山再生事業等による森林保全、涵養機能の回復等 ・アダプト活動の推進 ・水生生物の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質の監視 ・調査研究の推進 ・手賀沼ビオトープによる水質浄化 ・地域住民等の協力の確保等 ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成 ・環境学習の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質の監視 ・調査研究の推進 ・地域住民等の協力の確保等 ・南湖の再生プロジェクト ・水生生物の保全に係る水質環境基準類型指定 ・南湖における水質保全対策 ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成 ・自然生態系の保全と自然浄化機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質測定 ・調査研究の推進 ・県民との協働による環境保全活動の推進 ・環境学習の推進（中・高生を対象とした環境研究活動に対する助成等） ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成

表 - 4 流出水対策推進計画の内容

事業名	湖沼名	霞ヶ浦（山王川流域）	霞ヶ浦（鉾田川流域）	印旛沼
1. 流出水対策の実施の推進に関する方針		CODで見ると面源負荷の5割以上を占めている市街地からの流出水対策に重点的に取り組む。	家畜排せつ物の適正処理や農地における適正施肥の促進、道路の清掃など様々な汚濁発生要因に応じた効果的な対策を行う。	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る。
2. 具体的方策		道路の清掃、市道の維持管理、県道の維持管理	家畜排せつ物の適正処理の促進、道路の清掃、県道の維持管理	環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、各戸貯留・浸透施設の設置、側溝等の清掃等
3. 啓発に関すること		パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。	パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。	パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。
4. その他必要な措置		モニタリングの実施	モニタリングの実施	モニタリングの実施

手賀沼	琵琶湖	児島湖
<p>他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、雨水浸透施設の設置・促進等、路面清掃車による清掃</p> <p>パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。</p>	<p>赤野井湾流域に暮らすすべての人々が、ホタルが舞い、シジミが棲めるような水環境に改善し、誇りある地域にする。</p> <p>環境こだわり農業等による農業排水の負荷削減、県道・市道の透水性舗装の整備等による市街地排水対策、内湖を活用した浄化施設や環境配慮型の堤脚水路の整備等</p> <p>エコライフの普及啓発の促進、環境情報交換会、企業トップセミナー等による啓発、環境学習の展開</p>	<p>児島湖周辺干拓地の代表的な農業地帯である岡山市灘崎町北七区を流出水対策地区に指定し、各種対策を重点的に実施する。</p> <p>土壌診断による適正な施肥量の指導、湖沼流域水環境保全手法確立調査、農業用水路の直接浄化対策、アダプト等による道路・水路の環境美化活動、道路・側溝等の清掃</p> <p>パンフレットの作成、配付等による普及啓発</p>
<p>モニタリングの実施</p>	<p>モニタリングの実施、フォローアップ会議の開催（年1回）</p>	<p>モニタリングの実施</p>

参考資料

- 1 . 指定湖沼位置図
- 2 . 霞ヶ浦の概要
- 3 . 印旛沼の概要
- 4 . 手賀沼の概要
- 5 . 琵琶湖の概要
- 6 . 児島湖の概要

2. 霞ヶ浦の概要

湖沼諸元	水系名	一級河川 利根川水系							
	湖面積	220km ²	平均(最大)水深			平均 4 m (最大 7 m)			
	湖容積	850百万m ³	年間流入水量			平均 約1,400百万m ³ /年			
流域諸元	指定地域面積	2,157 km ²		特定事業場 50m ³ /日以上 395 20~50m ³ /日 184 20m ³ /日未満 3,436		みなし特定施設 病院 19 浄化槽 231 指定施設 畜舎 79 養殖 81 準用指定施設 畜舎 767			
	指定地域内人口	974千人							
環境基準及び水質の状況	水質環境基準	COD 類型 A 全窒素 類型 全リン 類型	達成期間 八 達成期間 二 達成期間 二	基準値		COD 3 mg/リットル以下 全窒素 0.4 mg/リットル以下 全リン 0.03 mg/リットル以下			
	現在までの水質 (単位: mg/リットル)	年 度	13	14	15	16	17	測点数	
		COD 75%値	西浦	8.5	7.8	8.6	9.0	8.9	4ヶ所
			北浦	9.3	8.7	8.5	9.3	8.1	2ヶ所
			常陸利根川	8.9	8.4	7.7	8.0	7.9	2ヶ所
COD (平均値)	西浦	(7.7)	(7.3)	(7.5)	(7.8)	(7.6)	4ヶ所		
	北浦	(8.5)	(7.8)	(7.7)	(8.3)	(7.7)	2ヶ所		
	常陸利根川	(8.2)	(7.8)	(7.2)	(7.7)	(7.4)	2ヶ所		
全窒素	西浦	0.89	0.96	0.95	1.2	1.1	4ヶ所		
	北浦	0.88	0.86	0.88	1.5	1.1	2ヶ所		
	常陸利根川	0.87	0.97	0.84	0.92	1.0	2ヶ所		
全リン	西浦	0.11	0.12	0.11	0.10	0.11	4ヶ所		
	北浦	0.10	0.095	0.099	0.13	0.092	2ヶ所		
	常陸利根川	0.086	0.087	0.083	0.088	0.093	2ヶ所		
全水域	西浦	0.88	0.93	0.91	1.2	1.1	8ヶ所		
	北浦								
	常陸利根川								
将来水質目標値	平成22年度 COD (75%値)	西浦: 8.2mg/リットル 北浦: 7.6mg/リットル 常陸利根川: 7.4mg/リットル (年平均)		西浦: (7.0mg/リットル) 北浦: (7.3mg/リットル) 常陸利根川: (6.9mg/リットル) 全水域: (7.0mg/リットル)					
	全窒素	西浦: 0.92mg/リットル 北浦: 0.86mg/リットル 常陸利根川: 0.84mg/リットル 全水域: 0.88mg/リットル							
	全リン	西浦: 0.10mg/リットル 北浦: 0.090mg/リットル 常陸利根川: 0.074mg/リットル 全水域: 0.092mg/リットル							
利水状況	上水道 農業用水 工業用水 水産	81,374 千m ³ /年 274,363 千m ³ /年 200,419 千m ³ /年 2,061 t/年 (平成17年度) (エビ、ハゼ、ワカサギ等)							
	水域利用上の障害発生状況	アオコ (平成16年度に北浦にて大量発生) 異臭味							

注) 水質の状況で、COD75%値、全窒素、全リンは複数の環境基準点のうちの最大値であり、COD平均値は複数の環境基準点の平均値である。

3 . 印旛沼の概要

湖沼諸元	水系名	一級河川 利根川水系							
	湖面積	11.6km ²	平均(最大)水深			平均 1.7m (最大 2.5m)			
	湖容積	19.7百万 m ³	年間流入水量			平均 約 431 百万 m ³ /年			
流域諸元	指定地域面積	4 8 9 km ²		特定事業場 10 m ³ /日以上 285		みなし特定施設 病院 4 浄化槽 124			
	指定地域内人口	7 3 9 千人		10 m ³ /日未満 492		指定施設 畜舎 7 養殖 0 準用指定施設 畜舎 0			
環境基準及び水質の状況	水質環境基準	C O D 類型 A 達成期間 〇 全窒素 ^{りん} 類型 達成期間 八 全 燐 類型 達成期間 八			基準値	C O D 3 mg / ℓ 以下 全窒素 ^{りん} 0.4 mg / ℓ 以下 全 燐 0.03 mg / ℓ 以下			
	現在までの水質 (単位 : mg / ・)	年 度	13	14	15	16	17		測点数
		C O D 75% 値 (平均値)	10 9.5	10 9.1	11 8.6	10 9.4	9.6 8.1		1ヶ所
		全 窒 素	2.4	2.2	3.0	3.1	2.9		1ヶ所
		全 燐 ^{りん}	0.11	0.11	0.12	0.13	0.11		1ヶ所
将来水質目標値	平成22年度 C O D (75% 値) : 8.9 mg / ℓ (年平均) : 7.5 mg / ℓ 全窒素 ^{りん} : 2.7 mg / ℓ 全 燐 : 0.10 mg / ℓ								
利水状況	上水道 農業用水 工業用水 水産	22,585 千 m ³ /年 87,136 千 m ³ /年 69,730 千 m ³ /年 81 t /年 (平成16年) (コイ、フナ等)							
	水域利用上の 障害発生状況	水 道 : 昭和45年頃から異臭味が発生し、特に47年から50年にかけて発生が多かった。このため、55年から活性炭処理等の対応を余儀なくされている。 工業用水 : 植物プランクトンの異常増殖による二次汚濁のため、昭和54年頃から水質悪化による水処理が困難になっている。 水 産 : 有用魚種の減少							

4 . 手賀沼の概要

湖沼諸元	水系名	一級河川 利根川水系							
	湖面積	6.5km ²	平均(最大)水深			平均 0.86m (最大 3.8m)			
	湖容積	5.6百万 m ³	年間流入水量			平均 約 301 百万 m ³ /年			
流域諸元	指定地域面積	1 4 4 km ²		特定事業場 10 m ³ /日以上		みなし特定施設 病院 1			
	指定地域内人口	4 8 6 千人		155 10 m ³ /日未満		浄化槽 103 指定施設 畜舎 1 養殖 0 準用指定施設 畜舎 0			
環境基準及び水質の状況	水質環境基準	COD 類型 B 達成期間 八			基準値	COD 5 mg/ℓ 以下			
		全窒素 類型 達成期間 八				全窒素 1 mg/ℓ 以下			
		全 燐 類型 達成期間 八			全 燐 0.1 mg/ℓ 以下				
	現在までの水質 (単位 : mg/・)	年 度	13	14	15	16	17		測点数
		COD 75%値 (平均値)	13 11	10 8.2	9.8 8.4	10 8.9	9.3 8.2		1ヶ所
全 窒 素		3.2	2.8	2.9	2.9	2.8		1ヶ所	
全 燐		0.23	0.20	0.17	0.18	0.17		1ヶ所	
将来水質目標値	平成22年度 COD (75%値) : 8.5 mg/ℓ (年平均) : 7.5 mg/ℓ 全窒素 : 2.6 mg/ℓ 全 燐 : 0.15 mg/ℓ								
利水状況	農業用水 水産	26,640 千 m ³ /年 118 t /年 (平成16年) (コイ、フナ等)							
	水域利用上の 障害発生状況	水産 : 有用魚種の減少							

5 . 琵琶湖の概要

湖沼諸元	水系名	一級河川 淀川水系							
	湖面積	670km ²	平均(最大)水深		平均41.2m (最大103.58m)				
	湖容積	27,500百万 m ³	年間流入水量		平均 約5,000百万 m ³ /年				
流域諸元	指定地域面積	3,174 km ²	特定事業場			みなし特定施設			
	指定地域内人口	1,264 千人	50m ³ /日以上	543	10~50m ³ /日	294	10m ³ /日未満	2299	病院 19 浄化槽 237 指定施設 畜舎 4 養殖 0 準用指定施設 畜舎 96
環境基準及水質の状況	水質環境基準	COD AA類型 達成期間 北湖 1南湖 8 全窒素 類型 達成期間 二 全 ^{りん} 類型 達成期間 二	基準値		COD 1 mg/ℓ 以下 全窒素 0.2 mg/ℓ 以下 全 ^{りん} 0.01 mg/ℓ 以下				
	現在までの水質 (単位: mg/ℓ)	年 度	13	14	15	16	17		測点数
		COD 75% 値 (平均値)	2.9 4.2 (2.6) (3.1)	3.1 4.7 (2.7) (3.4)	2.8 4.0 (2.5) (3.1)	2.7 4.2 (2.5) (3.1)	3.0 4.2 (2.6) (3.2)	北湖 南湖 北湖 南湖	4ヶ所 4ヶ所
		全窒素	0.28 0.32	0.24 0.30	0.35 0.39	0.32 0.38	0.32 0.36	北湖 南湖	3ヶ所 1ヶ所
		全 ^{りん} 燐	0.008 0.016	0.008 0.017	0.008 0.015	0.008 0.017	0.007 0.018	北湖 南湖	3ヶ所 1ヶ所
将来水質目標値	平成22年度		北湖		南湖				
	COD (75% 値) :		2.9 mg/ℓ		4.2 mg/ℓ				
	(年平均) :		2.6 mg/ℓ		3.1 mg/ℓ				
	全窒素 :		0.30 mg/ℓ		0.33 mg/ℓ				
	全 ^{りん} 燐 :		- mg/ℓ		0.018mg/ℓ				
利水状況	上水道	6.6 m ³ /秒							
	工業用水	4.1 m ³ /秒							
	農業用水	62.1 m ³ /秒							
	発電	61.2 m ³ /秒							
	水産	2,589 t /年 (平成16年度水揚げ量) 等							
	水域利用上の障害発生状況	アオコ、赤潮の発生 異臭味等							

注) 水質の状況で、COD75%値、全窒素、全^{りん}燐は複数の環境基準点のうちの最大値であり、COD平均値は複数の環境基準点の平均値である。

6 . 児島湖の概要

湖沼諸元	水系名	二級河川 笹ヶ瀬川、倉敷川水系						
	湖面積	10.9 km ²	平均(最大)水深		平均 2.1 m (最大 9 m)			
	湖容積	26 百万 m ³	年間流入水量		平均 約450 百万 m ³ /年			
流域諸元	指定地域面積	5 4 4 km ²	特定事業場		みなし特定施設			
	指定地域内人口	6 4 2 千人	50 m ³ /日以上 1 3 6 施設	20 ~ 50 m ³ /日 1 7 3 施設	20 m ³ /日未満 7 8 1 施設	病院	7	浄化槽
環境基準及び水質の状況	水質環境基準	COD 類型 B 達成期間 八	基準	COD 5 mg/ℓ 以下				
		全窒素 類型 V 達成期間 二	基準	全窒素 1 mg/ℓ 以下				
		全磷 類型 V 達成期間 二	基準	全磷 0.1 mg/ℓ 以下				
	現在までの水質 (単位: mg/ℓ)	年 度	13	14	15	16	17	測点数
		COD 75% 値 (平均値)	9.1 (8.4)	9.8 (9.1)	9.1 (8.2)	9.0 (7.7)	8.3 (7.5)	2ヶ所
	全窒素	1.4	1.3	1.3	1.5	1.3	2ヶ所	
	全磷	0.19	0.19	0.19	0.21	0.20	2ヶ所	
将来水質目標値	平成22年度	COD (75% 値) : 7.5 mg/ℓ (年平均) : 7.1 mg/ℓ 全窒素 : 1.2 mg/ℓ 全磷 : 0.17 mg/ℓ						
利水状況	農業用水 水産	93,200 千 m ³ /年 413 t/年 (平成15年度) (フナ、コイ、エビ、モロコ等)						
	水域利用上の 障害発生状況	農業被害が発生しないための農業用水基準は達成していないが、 水質はゆるやかな改善状況にある。						

注) 水質の状況で、COD 75% 値、全窒素、全磷は複数の環境基準点のうちの最大値であり、COD 平均値は複数の環境基準点の平均値である。